

## 渋川市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成27年国勢調査によると、本市の人口は78,391人であり、年少人口（15歳未満）の割合は11.1%、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の割合は57.8%、老年人口（65歳以上）の割合は31.1%となっている。全国の平均値である年少人口12.6%、生産年齢人口60.8%、老年人口26.6%と比較すると、少子高齢化がより進行しているといえる。今後、本市において更なる少子高齢化が想定されており、伴って生産年齢人口が減少していくと考えたとき、企業における労働生産性の向上は肝要である。

また、本市の人口の過半数である54.8%が渋川地区に居住しており、残りは伊香保地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区にそれぞれ居住している。

本市の産業別構成比は、第1次産業は6.7%、第2次産業は28.4%、第3次産業は64.9%である。全国の平均値は、第1次産業4.0%、第2次産業25.0%、第3次産業71.0%であるため、第1次産業ならびに第2次産業の比率がやや高い。また、本市において、産業大分類におけるどの産業が、地域産業として特化しているかの状況を把握するため、就業者数の特化係数（本市のA産業の就業者比率／全国のA産業の就業者比率）を求めると、特化係数が1.0以上の産業がいくつか見受けられる。農業、林業が1.83、建設業が1.38、宿泊業、飲食サービス業が1.29、生活関連サービス業、娯楽業が1.26、医療、福祉が1.13、製造業が1.06となり、これらが全国平均と比較して特化している産業である。

#### (2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性向上を図っていく。これを実現するため、先端設備等導入計画の認定数を100件とすることを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の立地産業は、特化している建設業や宿泊業、飲食サービス業をはじめとして、多岐にわたっている。あらゆる中小企業者等を支援するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市における中小企業者等の事業所は、渋川地区を中心として市内の各地に立地しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の立地産業は、特化している建設業や宿泊業、飲食サービス業をはじめとして、多岐にわたっている。あらゆる中小企業者等を支援するため、本計画においては全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組は対象としない。また、市税を滞納している中小事業者等の先端設備等導入計画は認定しない。

なお、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。